博士学位論文の公表に関するガイドライン

平成 25 年４月１日施行の文部科学省学位規則の一部改正の省令に従い、本学大学院学位規則の改定を行った。この省令改正にともなう通知ならびに本学大学院学位規則に基づいて、博士学位論文（課程博士、論文博士）の公表に関するガイドラインを次の通りとする。

＜論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表＞

１、本学は、本学が博士学位を授与した論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、従来通り学位授与日から３ヶ月以内に、本学ホームページ上に公開する。

＜博士学位論文の公表＞

２、本学は、学位取得者（著作者）の申し出にもとづき、大学院学位規則に従って学位授与日から１年以内に、本学が博士学位を授与した論文（以下、博士学位論文）の全文について、本学学術情報リポジトリに登録・公表する。

３、博士学位論文の学術情報リポジトリへの登録・公表にあたっては、学位取得者が誤字・脱字などの訂正を行った論文電子ファイルを**学位授与日から 10 ヶ月以内**に大学院事務課に提出する（公表延期の場合も同様とする）。

＜学位論文を学術情報リポジトリへ登録・公表する前に出版刊行する場合＞

４、博士学位論文の出版刊行のために、その全文の学術情報リポジトリへの登録・公表が、学位取得日から１年を超える場合には、その全文に代えて論文内容の要約を学術情報リポジトリに「要約」であることを明記して登録・公表する。

５、前項の全文に代えての「要約」は、学位取得者が学位取得日から 10 ヶ月以内にその電子ファイルを大学院事務課に提出する。**全文に代える要約は 8000 字程度**とし、学位授与日から１年以内に学術情報リポジトリに登録・公表する。

６、出版刊行のために、学位論文全文の学術情報リポジトリへの登録・公表を延期する場合は、著作者の著作権保護の観点からも、出版社による複製権の独占は**出来るだけ短期間で５年以内**が望ましい。

＜出版刊行されている学位論文を学術情報リポジトリへ登録・公開する場合＞

７、博士学位論文がすでに出版刊行されていて、その全文を学位授与日から１年以内に学術情報リポジトリに登録・公表できない場合には、前項「５」と同様に学位論文の要約を登録・公表する。

８、前項の場合、博士学位論文の全文は学術情報リポジトリに登録・公表が可能になった段階で、学位取得者の依頼に基づいて登録・公表を行う。

＜事務手続き＞

１）提出書類

- 國學院大學学術情報リポジトリ登録・公開許諾書【様式１】
  - 教職員番号については、本学教職員以外は記入不要。
  - メールアドレスは添付ファイルが利用できるものを記入。
  - 公開延期を願い出る場合は、公開可能指定日を**当該年の「３月末日」もしくは「９月末日」**として記入。
- 博士の学位授与に伴う機関リポジトリによる公表の延期について【様式２】
  - 出版刊行による公開延期を願い出る場合は提出。
  - **延長期間は５年以内**（できるだけ短期間）として出版社と協議。
- 博士の学位授与に伴う機関リポジトリによる公表について【様式３】
  - 公開延期を願い出ない場合は提出。

２）提出データ

- PDF ファイル（博士学位論文の誤字・脱字などの訂正を行ったもの）
  - 全文（全員提出）
  - **要約 8,000 字程度**（公開延期を願い出た者のみ）

３）提出期限

- 学位授与日から **10 ヶ月以内**

＜提出先・問合先＞

國學院大學　大学院事務課＜daigakuin-j@kokugakuin.ac.jp＞
〒150-8440　東京都渋谷区東 4-10-28

※提出書類の所定様式をワードファイルで入手したい場合は、大学院事務課宛にメールでご請求ください。